

仕 様 書

1 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積 (幅×奥行)	設置 台数	位置図	販売品目	その他 の条件
1	土地	愛媛県立松山商業高等学校 (松山市旭町71番地)	北教棟南側	1.50㎡ (1.50m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、PETボトル)	別紙の2 のとおり
2	土地	愛媛県立松山商業高等学校 (松山市旭町71番地)	北教棟南側	1.50㎡ (1.50m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、PETボトル)	別紙の2 のとおり
3	土地	愛媛県立松山商業高等学校 (松山市旭町71番地)	北教棟南側	1.50㎡ (1.50m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、PETボトル)	別紙の2 のとおり
4	土地	愛媛県立松山商業高等学校 第二運動場 (松山市南斎院町乙11番2外)	第二運動場倉庫北側	2.20㎡ (2.20m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、PETボトル)	別紙の2 のとおり

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料は別紙の3のとおりである。

2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。(算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。)

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準」(自動販売機据付規準策定委員会作成)を遵守した転倒防止措置を講じること。

4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績(1台ごとの販売数量、販売金額)をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書(任意の様式で可)を提出すること。

6 使用上の制限

- (1) 賃貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、標準販売価格(定価)を上回る価格での販売は行わないこと。

7 維持管理責任

- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。

別紙

1 位置図

別紙1のとおり

2 その他の条件

(1) 販売品目

- ア 生徒の健康に配慮した販売品目とし、事前に販売商品の内容を届け出て、施設管理者と協議し承諾を得ること。
- イ 成長期の生徒が摂取するものであることを考慮し、過度に嗜好性のあるものは避けること。
- ウ 季節等、諸々の要因により商品を入れ替える場合は、事前に施設管理者に届け出て承諾を得ること。
- エ 販売価格は、仕様書によること。
- オ 熱中症対策の観点から、スポーツ飲料を取り扱うこと。[物件番号1、2及び4]
- カ 地産地消、食育の観点から、次に掲げる愛媛県内産の原料を使用した飲料を、いずれか1種類以上取り扱うこと。[物件番号3]
 - (ア) 愛媛県内産の野菜や果実を原料としているもの
 - (イ) 愛媛県内産の茶葉を原料としているもの
 - (ウ) 愛媛県内産の生乳を原料としているもの
 - (エ) その他愛媛県内産の農林水産物を原料としているもの

(2) 販売時間

ア 物件番号1、2及び3

- (ア) 販売時間は、原則として次のとおりとする。
 - a 開校日(終日授業)
始業前(～SHR開始)
昼休み(4限終了～5限開始)
放課後(6限終了～)
 - b 開校日(午前中授業)
始業前(～SHR開始)
放課後(4限終了～)
 - c 学校行事等の場合
施設管理者が事前に設置者に連絡する。
 - d 休業日、長期休業中
終日

イ 物件番号4

販売時間の制限は設けない。

(3) 設置場所

物件番号1、2、3及び4の設置場所は別紙位置図の太線で囲った所とする。

(4) 災害救援ベンダーの導入

ア 物件番号2

- (ア) 愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき(以下「災害時」という。)に、施設管理者の操作により在庫商品を無償提供できる機能へ切り替える

ことが可能な機種であること。

(イ) 災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品が無償提供すること。

3 参考資料

物件番号	前年度の庁舎管理料 (注1)	前年度の販売数量	今年度の職員数、生徒数等 (注2)	備考
1	電気料金 14,343円	10,338本	生徒数 全日制 1,065名 定時制 19名 教職員数 97名	
2	電気料金 27,621円	12,607本		
3	電気料金 31,766円	8,552本		
4	電気料金 46,359円	4,285本		

注1 現在設置している自動販売機について、前年度に県が自動販売機設置者から徴収した貸付料を除く電気料金等の管理費用である。

注2 生徒数及び教職員数は令和元年5月1日現在の在籍数である。

販売品目（例）

No.	商品種類	内容量・容器	備考（種類に含まれるものの例等）
1	水	280～530mℓペット	天然水、ミネラルウォーター
2	スポーツドリンク	280～500mℓペット	
3	ビタミン含有飲料	280mℓ程度ペット・缶	
4	炭酸飲料	280～500mℓペット・缶	微炭酸飲料
5	お茶飲料	280～500mℓペット・缶	緑茶、ウーロン茶、麦茶等
6	紅茶	280～500mℓペット・缶	ミルクティー、レモンティー等
7	コーヒー	170～200g缶	無糖、微糖、カフェオレ等
8	ココア	170～200g缶	
9	乳酸飲料	280～530mℓペット	
10	清涼飲料水	280～530mℓペット	
11	果実・野菜飲料	190～300mℓペット・缶	
12	スープ	190g程度 缶	
13	ポタージュ	190g程度 缶	
14	ホットレモン	170～300mℓ缶	
<p>※ 物件1、2及び4については、熱中症予防の観点からスポーツ飲料を1種類以上販売する。</p> <p>※ 物件3については、地産地消、食育の観点から愛媛県内産の材料を使用した飲料を1種類以上販売する。</p>			